

令和7年8月26日

課 名：建築都市部建築指導課
内 線：4678
担 当：衣川、河原畑

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
東京都新宿区西新宿8-5-1
(株)中央技術コンサルタンツ
- 指名停止の期間：
令和7年8月26日 ～ 令和8年2月25日（6ヵ月間）
- 事実概要：
(株)中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。
- 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第9号に該当することから、指名停止6ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その2第9号】

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に關し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は控訴の事実を認定した日から6ヶ月以上12ヶ月以内